

# 令和五年厚生労働省令第七十二号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則  
中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の規定に基づき、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則を次のように定める。

## 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 共済事業等
- 第三章 認可（第二条～第十三条）
- 第四節 業務（第十四条～第三十条）
- 第五節 経理（第三十一条～第四十四条）
- 第六節 監督（第四十五条～第五十五条）
- 第七節 共済契約の移転等（第五十六条～第六十三条）
- 第八節 解散等（第六十四条～第七十四条）
- 第九節 共済募集（第七十五条～第八十八条）
- 第十節 雜則（第八十九条～第九十一条）

## 附則 第一章 総則

### （定義）

### （定義）</h





三 当該共済団体が自己の計算において所有している議決権と当該共済団体と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該共済団体の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該共済団体の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の百分之二十以上を占めている場合(当該共済団体が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの。

(業務運営に関する措置)

四 共済契約の締結、共済募集に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、当該共済団体及び共済募集人が、共済契約者及び被共済者に対し、共済契約の内容その他の共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

(平成十年法律第五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいわう。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかるらず、当該共済団体の子法人等に該当しないものと推定する。

(業務運営に関する措置)

十九条 共済団体は、法第十二条の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 共済契約者に対して、第七十六条第一項第六号及び第七号に定める書面を交付した上で、当該共済契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

二 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、共済契約の申込みその他の共済契約の締結の手続を行うものに確認、被共済者の身体の状況の確認、契約内容の説明、共済契約に関する情報の管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、共済契約者等の保護及び業務的確な運営を確保するための措置

三 共済募集人(法第五十五条第一項に規定する共済募集人をいう。以下同じ。)の公正な共済募集を行う能力の向上を図るために措置

四 共済団体が、人の死亡に關し、一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を收受する共済であつて、被共済者本人の同意がないもの(不正な利用のおそれがないと認められるものを除く。以下この項において「死亡共済」という。)の引受けを行ふ場合には、内部規則等に、死亡共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するための共済金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。

(共済金額の上限に関する措置)

二十一条 共済団体は、一の被共済者について引き受けける共済の共済金額の合計額が千五百八十万円を超えないための適切な措置を講じなければならない。

(共済団体との誤認防止)

二十二条 共済団体は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合には、利用者が当該共済団体と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(銀行等に共済募集を行わせる際の業務運営に関する措置)

二十三条 共済団体は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令(令和五年政令第百七十七号。以下「今」という。)第六条に規定する銀行、信用金庫及び信用協同組合(第三十五条第一号を除き、以下「銀行等」という。)である共済募集人に共済募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な共済募集により当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営及び公正な共済募集が損なわれることのないよう、銀行等への共済募集の委託に関して方針を定めること、当該銀行等の共済募集の状況を的確に把握することその他必要な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

二十四条 共済団体は、信用情報に関する機関の利用者に関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他必要な措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の漏えい等の報告)

二十五条 共済団体は、その取り扱う個人である利用者に関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第一項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

二十六条 共済団体は、信用情報に関する機関の利用者に関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)から提供を受けた情報である個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

二十七条 共済団体は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されいない情報をいう。)を、当該業務の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

二十八条 共済団体は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を定期的に、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができる事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、共済契約者等の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

五 共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要な措置

(消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者)

二十九条 法第十五条第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費者生活相談に応ずる業務に從事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する

二 消費生活専門相談員

三 一般財團法人日本消費者協会が付与する消費生活アドバイザー

(共済事業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

三十条 法第十五条第一号の厚生労働省令で定める措置は、次の各号のいずれかに該当する措置とする。

一 次に掲げる全ての措置を講ずること。



期においては、翌期に分配する予定の割戻しの額を含む。)

二 その他前号に掲げるものに準ずるものとして共済規程において定める方法により計算した額

(価格変動準備金対象資産)

法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める資産は、第十七条第一号に掲げる有価証券及び子会社株式とする。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号、第五十二条第一項において「財務諸表等規則」という。)第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券は、除くことができる。

### (価格変動準備金の計算)

第三十九条 共済団体は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の対象資産の欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第二十二条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならぬ。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の対象資産の欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度額とする。

対象資産 子会社株式 有価証券	積立基準	
	千分の一・五 千分の五十	千分の〇・二 千分の五

(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)

第四十条 共済団体は、法第二十二条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書並びに貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

二 行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした共済団体の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。(責任準備金の積立て等)

第四十一条 共済団体は、毎決算期において、次各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる

金額を共済規程に記載された方法に従つて計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいづれか大きい金額

ロ 当該事業年度における収入共済掛金の額から、当該事業年度に共済掛金を収入した未経過共済掛金(収入共済掛金を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額)

イ 未経過共済掛金(収入共済掛金を基礎とする額として計算した金額)

ロ 当該事業年度における収入共済掛金の額から、当該事業年度に共済掛金を収入した未経過共済掛金(収入共済掛金を基礎とする額として計算した金額)

ホ 災害入院日額 災害により入院した場合の一日当たり支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。

ト 疾病入院日額 疾病により入院した場合の一日当たり支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。

ハ 予定平均給付日数 共済の数理に基づき計算された給付金の予定支払日数の平均をいう。

ス 金額に千分の〇・六を乗じて得た額

ク 年度末より増加して数を乗じ、これによる場合における当に千分の三を乗じて得た額

ス 该增加金額に予定平を乗じて得た額

ク これに千分の三を乗じて得た額

ス 该增加金額に予定平を乗じて得た額

ク これに千分の七・五を乗じて得た額

ス 该增加金額に予定平を乗じて得た額



三 法第五十五条において読み替えて準用する  
保険業法第三百条第一項の規定に違反する  
行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有  
価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生  
じさせることを含む。）のうち、共済団体の  
業務の特性、規模その他の事情を勘案し、當  
該業務の管理上重大と認められるもの

五 その他共済団体の業務の健全かつ適切な運  
営に支障を来す行為又はそのおそれのある行  
為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの  
第一項第十一号に該当するときの届出は、前  
項に規定する不祥事件の発生を共済団体が知つ  
た日から三十日以内に行わなければならない。  
(共済団体がその経営を支配している法人)

第五十一条 法第二十九条第二項（法第三十六条  
第三項の規定により読み替えて適用する場合を  
含む。）の厚生労働省令で定めるものは、当該  
共済団体の子法人等（第十八条第二項に規定す  
る子法人等をいう。）のうち子会社以外のもの  
とする。

(健全性の基準に用いる基金、準備金等)

第五十二条 法第三十一条第一号の厚生労働省令  
で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 基金等（純資産の部の合計額から剩余金の  
処分として支出する金額、貸借対照表の評  
価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条  
の評価・換算差額等をいう。）の科目に計上  
した金額、法第二十条前段の規定により貸借  
対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資  
産として貸借対照表の資産の部に計上した金  
額を控除したもの）

二 準備金として次に掲げるもの

イ 法第二十二条第一項の価格変動準備金  
ロ 第四十一条第一項第一号の異常危険準  
備金

三 一般貸倒引当金

四 共済団体が有するその他有価証券（財務諸  
表等規則第八条第二十二項に規定するその他  
有価証券をいう。以下同じ。）については、  
貸借対照表上額の合計額と帳簿価額の合計  
額の差額に厚生労働大臣が定める率を乗じた  
もの

五 共済団体が有する土地については、時価と  
帳簿価額の差額に厚生労働大臣が定める率を  
乗じたもの

六 その他前各号に準ずるものとして厚生労働  
大臣が定めるもの

2 前項第五号の「時価」とは、共済金等の支払  
能力の充実の状況を示す比率（法第三十一条の  
共済金等の支払能力の充実の状況が適当である  
かどうかの基準に係る算式により得られる比率  
をいう。以下「支払余力比率」という。）の算  
出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した  
価額をいう。

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第五十三条 法第三十一条第二号に規定する共済  
契約に係る共済事故の発生その他の理由により  
発生し得る危険であつて通常の予測を超えるも  
のに対応する額（共済金等の支払能力の充実の  
状況が適當であるかどうかの基準を定めるため  
に用いる共済団体に係る額に限る。）は、次に  
掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めると  
ころにより計算した額とする。

一 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が  
通常の予測を超えることにより発生し得る危  
険をいう。）に対応する額として厚生労働大  
臣が定めるところにより計算した額とする。

二 資産運用リスク（資産の運用等に関する危  
険であつて、保有する有価証券その他の資産  
の通常の予測を超える価格の変動その他の理  
由により発生し得る危険をいう。）に対応す  
る額として次のイからニまでに掲げる額の合  
計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券そ  
の他の資産の通常の予測を超える価格変動  
等により発生し得る危険をいう。）に対応  
する額として厚生労働大臣が定めるところ  
により計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の  
資産について取引の相手方の債務不履行そ  
の他の理由により発生し得る危険をいう。）  
に対応する額として厚生労働大臣が定める  
ところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等への投資その  
他の理由により発生し得る危険をいう。）  
に対応する額として厚生労働大臣が定める  
ところにより計算した額

二 イからハまでのリスクに準ずるものに対  
応する額として厚生労働大臣が定めるところ  
により計算した額

き厚生労働大臣が定めるところにより計算し  
た額

(共済団体の共済金等の支払能力の充実の状況  
に係る区分に応じた命令)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令  
で定めるものは、次条に定める場合を除き、別  
表の上欄に掲げる支払余力比率に係る区分に応  
じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。

第五十五条 共済団体が、その支払余力比率につ  
いて当該共済団体が該当していた別表の上欄に  
掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下  
したことを見ついた後、速やかに、その支払余力  
比率が当該共済団体が該当する同表の上欄に掲  
げた区分の支払余力比率の範囲を超えて確実に  
改善するための合理的と認められる計画を行政  
府に提出した場合には、前条の規定にかかわら  
ず、当該共済団体が該当する支払余力比率の区  
分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余  
力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払  
余力比率までのいかに係る同表の区分（非  
対象区分（支払余力比率が○〇〇パーセント以  
上あるもの）を除く。）の下欄に掲げる命令  
とする。ただし、当該計画が合理的でないこと  
が明らかになつた場合には、当該共済団体につ  
いての命令は、当該計画の提出時の支払余力比  
率に係る同表の区分の下欄に定める命令とす  
る。

2 別表第三区分（支払余力比率が○〇〇パーセント以  
上あるもの）の下欄に掲げる命令

未満であるものの）の項に該当する共済団体の貸  
借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次  
の各号に掲げる資産については、当該各号に定  
める額とする。次項において同じ。）の合計  
額（その他有価証券に属する資産の貸借対照表  
計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に  
相当する額を控除した額とする。同項において  
同じ。）が貸借対照表の負債の部に計上される  
べき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が  
定めるところにより計算した額

（共済契約の移転に係る備置書類）

第五十六条 法第三十七条において読み替えて準  
用する保険業法第三百三十六条の二第一項（法第  
三十六条第三項の規定により読み替えて適用す  
る場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類  
は、次に掲げる書類とする。

二 法第三十七条において読み替えて準用する  
保険業法第三百三十五条第一項の契約に係る契  
約書（第六十条第二項第二号において「移転  
契約書」という。）

二 法第三十七条第一項において読み替えて準  
用する保険業法第三百三十五条第三項に規定す  
る移転団体（以下「移転団体」という。）及  
び法第三十七条において読み替えて準用する  
保険業法第三百三十五条第一項に規定する移転  
先団体（以下「移転先団体」という。）の貸  
借対照表

(共済契約の移転に係る公告事項又は通知事項)

第五十七条 法第三十七条において読み替えて準  
用する保険業法第三百三十七条第一項（法第三  
六条第三項の規定により読み替えて適用する場  
合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、  
次に掲げる事項とする。

一 移転先団体の名称

二 移転先団体の主たる事務所

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に  
基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が  
算出日において評価した価額と著しく異なる  
もの 当該評価した価額

三 前二号に掲げる資産で帳簿価額が二〇〇パー  
セント以上であるもの の項、第一区分（支払  
余力比率が一〇〇パーセント以上二〇〇パー  
セント未満であるもの）の項及び第二区分（支払  
余力比率が〇パーセント以上一〇〇パーセント  
未満であるもの）の項に該当する共済団体の貸  
借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合  
計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき  
金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定め  
るところにより計算した金額を下回る場合は、当該共済団体に  
て下回ると見込まれる場合には、当該共済団体に  
ついての命令は、同表の第三区分（支払余力比  
率が〇パーセント未満であるもの）の項の下欄  
に掲げる命令を含むものとする。

3 別表非対象区分（支払余力比率が二〇〇パー  
セント以上であるもの）の項、第一区分（支払  
余力比率が一〇〇パーセント以上二〇〇パー  
セント未満であるもの）の項及び第二区分（支払  
余力比率が〇パーセント以上一〇〇パーセント  
未満であるもの）の項に該当する共済団体の貸  
借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合  
計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき  
金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定め  
るところにより計算した金額を下回る場合は、当該共済団体に  
ついての命令は、同表の第三区分（支払余力比  
率が〇パーセント未満であるもの）の項の下欄  
に掲げる命令を含むものとする。

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に  
基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が  
算出日において評価した価額と著しく異なる  
もの 当該評価した価額







リ 共済契約の解約及び解約による返戻金に  
関する事項  
ヌ 共済契約者又は被共済者が行うべき告知  
に関する事項  
ル 共済責任の開始時期に関する事項  
ワ 共済掛金の払込猶予期間に関する事項  
ワ 共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項  
カ 第三十条第一項及び第二項に規定する苦  
情処理措置及び紛争解決措置の内容  
ヨ イから力までに掲げる事項のほか、共済  
契約者又は被共済者が商品の内容を理解す  
るために必要な事項及び共済契約者又は被  
共済者の注意を喚起すべき事項として共済  
契約者又は被共済者の参考となるべき事項  
のうち、特に説明すべき事項

二 共済契約の締結又は共済募集に関する、共済  
契約の締結の判断に参考となるべき事項に関する  
説明

三 次に掲げる共済契約を取り扱う場合であつ  
て、共済契約者又は被共済者との合意に基づ  
く方法その他当該共済契約の特性等に照らし  
て、前号に掲げる方法によらなくとも、当  
該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の  
理解に資する他の方法があるときは、当該他  
の方法

イ 一年間に支払う共済掛金の額（一年間當  
たりの額に換算した額）が五千円以下であ  
る共済契約

ロ 既に締結している共済契約（第九項第二  
号において「既契約」という。）の一部の  
変更をすることを内容とする共済契約（當  
該変更に係る部分に限る。）

四 二以上の所属共済団体を有する共済募集人  
である共済団体（イ及びロにおいて「共済募  
集人共済団体」という。）を含む。ロにおい  
て、同一の所属共済団体が引き受け共済に係  
る場合における当該イからハまでに定め  
る事項の説明

イ 当該所属共済団体（共済募集人共済団体  
にあっては、所属共済団体又は当該共済募  
集人共済団体）が引き受け共済に係る  
一の共済契約の契約内容につき当該共済に  
係る他の共済契約の契約内容と比較した事  
項を提供しようとする場合 当該比較に係  
る事項

口 二以上の所属共済団体（共済募集人共済  
団体にあっては、一以上の所属共済団体及  
び当該共済募集人共済団体）が引き受け  
る共済（ハにおいて「二以上の所属共済団  
体が引き受ける共済」という。）に係る二  
以上の比較可能な同種の共済契約の中から  
利用者の意向に沿った共済契約を選別する  
ことにより、共済契約の締結又は共済契約  
への加入をすべき又は二以上の共済契約  
(以下「提案契約」という。)の提案をしてよ  
うとする場合 当該二以上の所属共済団体  
を有する共済募集人が取り扱う共済契約の  
うち利用者の意向に沿つた比較可能な同種  
の共済契約の概要及び当該提案の理由  
ハ 二以上の所属共済団体が引き受ける共済  
に係る二以上の比較可能な同種の共済契約  
の中から上の規定による選別をすることな  
く、提案契約の提案をしようとする場合  
当該提案の理由

五 共済団体、その役員（共済募集人である者  
を除く。以下この条において同じ。）又は共  
済募集人が共済契約者から共済期間の満了の  
日までに更新しない旨の申出がない限り更新  
される共済契約を取り扱う場合にあっては、  
更新後の共済契約について、共済掛金の計算  
の方法、共済金額その他厚生労働大臣が定め  
るものについて見直す場合があることを記載  
した書面を用いて行う説明及び当該書面の  
交付

六 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措  
置がないこと及び補償対象契約に該当しない  
ことを記載した書面を用いて行う説明及び当  
該書面の交付

七 次に掲げる事項を記載した書面を用いて行  
う説明及び当該書面の交付

イ 共済団体は、共済期間が一年以内であ  
る全ての共済の共済金額の合計額は、千  
五百八十万円を超えてはならないこと。  
ハ 共済団体、その役員又は共済募集人は、前項  
第一号及び第五号から第七号までの規定による  
書面の交付に代えて、次項に定めるところによ  
り、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得  
て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法  
の使用に係る電子計算機に備えられた共済

により提供することができる。この場合において、当該共済団体、その役員又は共済募集人は、当該交付をしたものとみなす。

一 共済団体、その役員又は共済募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二 第五項に規定する方法のうち共済団体、その役員又は共済募集人が使用するもの

三 前項の規定による承諾を得た共済団体、その役員又は共済募集人は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対する承諾をした場合は、この限りでない。

四 第五項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 共済団体、その役員又は共済募集人（第  
二項に規定する事項の提供を行う共済團  
体、その役員又は共済募集人との契約によ  
りファイルを自己の管理する電子計算機に  
備え置き、これを当該事項を提供する共済  
契約者若しくは被共済者又は当該共済團  
体、その役員若しくは共済募集人の用に供  
する者を含む。以下この条において同じ。）の  
使用に係る電子計算機と共済契約者若しく  
は被共済者又は共済契約者若しくは被共  
済者との契約により共済契約者等ファイル  
（専ら共済契約者又は被共済者の用に供せ  
られるファイルをいう。以下この条におい  
て同じ。）を自己の管理する電子計算機に  
備え置く者の使用に係る電子計算機と接  
続する電気通信回線を通じて書面に記載す  
べき事項（以下この条において「記載事  
項」という。）を送信し、共済契約者若し  
くは被共済者又は共済契約者等ファイル  
（専ら共済契約者又は被共済者の用に供せ  
られるファイルをいう。以下この条におい  
て同じ。）を自己の管理する電子計算機に  
備え置く者の使用に係る電子計算機と接  
続する電気通信回線を通じて書面に記載す  
るべき事項を記録させたファイルをいう。次  
に掲げる全の事項を記録しておこうと  
できる物をもって調製するファイルに記載事  
項を記録したものを交付する方法

二 磁気ディスクその他これらに準ずる方法に  
より一定の事項を確実に記録しておくことが  
できる物をもって調製するファイルに記載事  
項を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に  
適合するものでなければならぬ。

一 共済契約者又は被共済者が共済契約者等フ  
ァイル又は閲覧ファイルへの記録を出力する  
ことにより書面を作成できるものであるこ  
と。

口 二前項第一号イ、ハ又は二に掲げる方法（共  
済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算  
機に備えられた共済

機に備えられた共済契約者等ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を共済契約者等ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を共済契約者は被共済者に対し通知するものであること。ただし、共済契約者又は被共済者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた共済契約に基づき、共済契約の共済期間の終了日の以後五年間(当該期間が終了する日までの間)に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいづれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、共済契約者若しくは被共済者の第三項の規定による承諾を得て前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は共済契約者若しくは被共済者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、共済契約者等ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。イ 共済契約者又は被共済者が閲覧ファイルを閲覧するためには、この限りでない。

口 前号に規定する期間を経過するまでの間に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約者又は被共済者が閲覧ファイルを閲覧するためには、この限りでない。

口 前号に規定する期間を経過するまでの間に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約者又は被共済者が閲覧するためには、この限りでない。

第五項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済団体、その役員又は共済募集人の使用に係る電子計算機と、共済契約者等ファイルを備え、この限りでない。

#### 第七十七条

法第五十五条において読み替えて準用する保険業法第二百九十四条の二の厚生労働省令で定める場合は、前条第九項各号に掲げる場合とする。

#### 第七十八条

共済募集人は、法第五十五条において読み替えて準用する保険業法第二百九十四条第二項に規定する共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済募集を行つた」)

の規定により、被共済者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的・利益をいう。)がないこと。

法第五十五条において読み替えて準用する保険業法第二百九十四条第一項ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

イ 共済期間が一月以内であり、かつ、被共済者が負担する共済掛金の額が千円以下である共済契約

ロ 又は口に掲げるとき

イ 当該変更に伴い既契約に係る第一項の規定による情報の提供の内容に変更すべきものがないとき

ロ 当該変更に伴い第一項第三号に掲げる方法により情報の提供を行つているとき(当該変更に係る部分を除く。)

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第二百九十四条第三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、共済募集人の商号、名称又は氏名とする。

(意向の把握等を要しない場合)

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第二百九十五条第二項に規定する共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済募集を行つた」)

の規定により、被共済者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的・利益をいう。)がないこと。

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第二百九十五条第二項に規定する共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済募集を行つた」)

の規定により、被共済者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的・利益をいう。)がないこと。

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第二百九十五条第二項に規定する共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済募集を行つた」)

の規定により、被共済者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的・利益をいう。)がないこと。

(社内規則等)

自己契約に係る共済掛金」という。)の合計額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(自己又は自己を雇用する者を共済契約者とする共済契約にあっては、次に掲げる全ての条件を満たす共済契約に係る共済掛金を除く。)の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

第七十九条 共済募集人は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第八十条 共済募集人は、その取り扱う個人である利用者に関する情報(個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政

上に速やかに報告することその他適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第八十一条 共済募集人は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(自己契約に係る共済掛金の合計額)

第八十二条 法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第二百九十五条第二項に規定する共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済募集を行つた」)

の規定により、被共済者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的・利益をいう。)がないこと。

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第七号の規定による情報の提供を行つてゐる行為は、次に掲げる行為とする。

一 何らの名義によつてするかを問わず、法第五十五条第一項において読み替えて準用する

の規定により、被共済者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的・利益をいう。)がないこと。

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第七号の規定による情報の提供を行つてゐる行為は、次に掲げる行為とする。

イ 当該変更に伴い第一項第三号に掲げる方

法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第七号の規定による情報の提供を行つてゐる行為は、次に掲げる行為とする。

(将来における金額が不確実な事項)

自己契約に係る共済掛金」という。)の合計額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済募集を行つた自己契約に係る共済掛金(自己又は自己を雇用する者を共済契約者とする共済契約にあっては、次に掲げる全ての条件を満たす共済契約に係る共済掛金を除く。)の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

第八十三条 法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第七号の規定による情報の提供を行つてゐる行為は、次に掲げる行為とする。

一 何らの名義によつてするかを問わず、法第五十五条第一項において読み替えて準用する

保険業法第三百条第一項第五号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為  
二、共済契約者又は被共済者に対する威迫し、又は業務上の地位等を不當に利用して共済契約の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約を消滅させる行為  
三、共済団体との間で共済契約を締結することを条件として当該共済団体の子会社等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約してそのことを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為  
四、共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対する共済契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもののにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為  
五、共済契約者に対する、共済契約の種類又は共済団体の名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為  
六、共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用者が、当該銀行等が行う信用供与の条件として共済契約の募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して共済募集をする行為  
七、共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用者が、あらかじめ、利用者に対し、当該共済契約の締結の代理又は媒介の業務に係る取引が当該利用者に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに共済契約の募集をする行為  
八、共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用者が、あらかじめ利用者に対し、銀行等共済募集制限先に該当することを知りながら、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う行為  
九、共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用者が、利用者が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該利用者（銀行等の会員又は組合員である者を除く。第十二号において同じ。）に対する業務に関する説明を書面の交付により行わずに共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行なう行為  
十、共済代理店である銀行等の特定関係者又は使用者が、利用者が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該利用者（銀行等の会員又は組合員である者を除く。）に係る債務の履行を担保するための共済契約及び既に締結されている共済契約（その締結の代理又は媒介の業務を当

該銀行等の役員若しくは使用者人が手数料その他の報酬を得て行つたものに限る。）の更改又は更新に係る共済契約を除く。の締結の代理又は媒介の業務を行う行為  
十一、共済代理店である銀行等の特定関係者（銀号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二条）第十五条の二第一項第一号及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）又はその役員若しくは使用者人が、自己との間で共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことを条件として当該銀行等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対する信用を供与し、又は信用の供与を約してその取引上の優越的地位を不當に利用していることを知りながら共済契約の募集をする行為  
十二、共済代理店である銀行等の特定関係者又は使用者が、被共済者が当該銀行等に係る銀行等共済募集制限先に該当することを知りながら、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う行為  
十三、共済契約の締結の年月日  
十四、共済契約の引受けを行う共済団体の名称  
十五、共済掛金  
十六、前項の事業報告書を提出しようとするときは、当該事業報告書に、その写し二通を添付して、行政庁に提出しなければならない。

**第八十七条** 法第五十五条において読み替えて準用する保険業法第三百三条の厚生労働省令で定める事項は、所属共済団体ごとに、次に掲げる事項とする。

一、共済契約の締結の年月日  
二、共済契約の引受けを行う共済団体の名称  
三、共済募集に関する共済代理店である銀行等が受けた手数料、報酬その他の対価の額  
四、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うこと

**第八十八条** 法第五十五条において読み替えて準用する保険業法第三百四条に規定する事業報告書は、別紙様式第四号により、作成しなければならない。

**第五章 雜則**

（職員の身分を示す証票及び証明書）  
**第八十九条** 法第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百十一条第一項及び法第三十条第四項の証票の様式は、別紙様式第五号のとおりとする。

（法第五十八条第四号の規定に基づく承認の申請）  
**第九十条** 共済団体は、法第五十八条第四号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

（標準処理期間）  
**第九十一条** 行政庁は、法において読み替えて準用する保険業法第三百三条の厚生労働省令で定めるものは、当該事業年度において二以上の所属共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介の業務に係る取引が当該利用者に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可に係るものを除く。がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可に係る申請に対する処分は、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

（法第三条の規定による共済事業の認可百二十日）

		第二区分（支払余力比率が〇パーセント未満であるもの）	支払能力の充実に資する措置に係る命令
第三区分（支払余力比率が〇パーセント未満であるもの）			次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる措置
			（一）共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる措置
			（二）役員賞与の禁止又はその額の抑制
			（三）契約者割戻しの禁止又はその額の抑制
			（四）新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更
		五 事業費の抑制	五 事業費の抑制
		六 一部の methodによる資産の運用の禁止又はその額の抑制	六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制
		七 一部の事務所における業務の縮小	七 一部の事務所における業務の縮小
		八 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止	八 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止
		九 子会社等の業務の縮小	九 子会社等の業務の縮小
		十 子会社等の株式又は持分の処分	十 子会社等の株式又は持分の処分
		十一 法第十条第二項ただし書きにより行政庁の承認を受けた事業その他の共済事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止	十一 法第十条第二項ただし書きにより行政庁の承認を受けた事業その他の共済事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
		十二 その他行政庁が必要と認める措置	十二 その他行政庁が必要と認める措置
		一部の停止の命令	一部の停止の命令

別紙様式第1号（第14条関係）

新規登録第1号(第1回提出)	
新規登録申請用 新規事業	
認可番号　厚生労働大臣(新規事業) 第 号	
(医療機関の名前)	
(代表者名前)	
(土たる者名氏の所在地)	
(記載上の注意)	

注第5条第1項の申請に係る旨氏名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該氏名及び名を変更する旨を届け付けるまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名及び名を括弧書き併せて記載することができる。  
種類を事務所ごとに公認の見やすさに留意して掲示する場合における当該種類は、複数センチメートル級と、横幅センチメートル級の大きさとする。

別紙様式第2号（第31条第1項関係）

当該財政年度ひろを別紙書で併せて記載し、又は当該財政年度ひろのタを記載することができる。



年度	年 月	日から まで	授業料収入
精算			
科	目	金	額
益			
貯金等収入			
消耗品			

未 用 额	变卖所得金额转入期 初未列项目
当期期初余额 (以贷方余额填列)	
及以后年度 等额调整	
净变动 额	
剩余 (又以当期期初余额)	

別紙様式第3号（第32条第1項第3号口関係）

7. おもな	
8. 特別な企画	
9. その他会員登録	
10. 両親の会員登録	
11. 支援金の申請・入金	
12. 球場運営委員会入会	
13. 会員登録料の支払い	
14. 事業費	
15. その他会員登録	
16. 会員登録料の支払い	(%)
17. 会員登録料の支払い	
18. 会員登録料の支払い	
19. 会員登録料の支払い	
20. 会員登録料の支払い	
21. 会員登録料の支払い	
22. 会員登録料の支払い	
23. 会員登録料の支払い	
24. 会員登録料の支払い	
25. 会員登録料の支払い	
26. 会員登録料の支払い	
27. 会員登録料の支払い	
28. 会員登録料の支払い	
29. 会員登録料の支払い	
30. 会員登録料の支払い	
31. 会員登録料の支払い	
32. 会員登録料の支払い	
33. 会員登録料の支払い	
34. 会員登録料の支払い	
35. 会員登録料の支払い	
36. 会員登録料の支払い	
37. 会員登録料の支払い	
38. 会員登録料の支払い	
39. 会員登録料の支払い	
40. 会員登録料の支払い	
41. 会員登録料の支払い	
42. 会員登録料の支払い	
43. 会員登録料の支払い	
44. 会員登録料の支払い	
45. 会員登録料の支払い	
46. 会員登録料の支払い	
47. 会員登録料の支払い	
48. 会員登録料の支払い	
49. 会員登録料の支払い	
50. 会員登録料の支払い	
51. 会員登録料の支払い	
52. 会員登録料の支払い	
53. 会員登録料の支払い	
54. 会員登録料の支払い	
55. 会員登録料の支払い	
56. 会員登録料の支払い	
57. 会員登録料の支払い	
58. 会員登録料の支払い	
59. 会員登録料の支払い	
60. 会員登録料の支払い	
61. 会員登録料の支払い	
62. 会員登録料の支払い	
63. 会員登録料の支払い	
64. 会員登録料の支払い	
65. 会員登録料の支払い	
66. 会員登録料の支払い	
67. 会員登録料の支払い	
68. 会員登録料の支払い	
69. 会員登録料の支払い	
70. 会員登録料の支払い	
71. 会員登録料の支払い	
72. 会員登録料の支払い	
73. 会員登録料の支払い	
74. 会員登録料の支払い	
75. 会員登録料の支払い	
76. 会員登録料の支払い	
77. 会員登録料の支払い	
78. 会員登録料の支払い	
79. 会員登録料の支払い	
80. 会員登録料の支払い	
81. 会員登録料の支払い	
82. 会員登録料の支払い	
83. 会員登録料の支払い	
84. 会員登録料の支払い	
85. 会員登録料の支払い	
86. 会員登録料の支払い	
87. 会員登録料の支払い	
88. 会員登録料の支払い	
89. 会員登録料の支払い	
90. 会員登録料の支払い	
91. 会員登録料の支払い	
92. 会員登録料の支払い	
93. 会員登録料の支払い	
94. 会員登録料の支払い	
95. 会員登録料の支払い	
96. 会員登録料の支払い	
97. 会員登録料の支払い	
98. 会員登録料の支払い	
99. 会員登録料の支払い	
100. 会員登録料の支払い	

をいう。

3「経営差益見」とは、上表の1からまでの合計額から同表の7から14までの合計額を控除して得た額をいう。

4「経常差益」とは、燕巣當年損益の額と契約者預りし準備金戻入額の合計額から契約者預りし準備金戻入額を控除して得た額をいう。

5「契約者預りし損益元」とは、契約者預りし準備金戻入額から契約者預りし準備金戻入額を控除して得た額を経常差益の額で除して得た率をいう。

別紙様式第4号（第88条第1項関係）（法人の場合）



